

第1章

各国のジェンダーに基づく暴力の 現状と課題に関する調査報告

1. 調査の概要

1.1 調査の目的

事業参加国のジェンダーに基づく暴力（以下、「GBV」）の現状と課題やニーズを把握・分析し、令和3年度に実施予定の「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて」に関わる交流プログラム案の検討に活用する。

1.2 調査の概要

事業参加国における GBV に関する2種類の調査として、①基礎情報調査（机上における二次資料に基づく調査）、②交流プログラム策定のためのニーズ調査（政府機関を対象としたアンケート調査と NGO などの支援団体を対象としたオンラインによるヒアリング調査）、を実施した。

1.3 基礎情報調査

事業参加国9か国について、GBV に関する法制度・政策・国家行動計画の名称と概要、刑法などの規定、公的な被害者支援施策、GBV 関係省庁、調整機関などについて、既存の資料及びインターネットサーチにより二次資料による情報を収集した。

1.4 政府機関対象アンケート調査

(1) 調査対象

事業参加国に対してアンケート調査を実施した。調査対象は、アフリカ地域の参加国6か国（ナミビア、シエラレオネ、ブルキナファソ、コンゴ（民）、マダガスカル、マリ）で、GBV 対応に携わっている省庁2機関とした。なお、アジア・太平洋地域の参加国3か国（フィリピン、オーストラリア、日本）に関しては、情報が十分に把握可能であるためアンケート調査の対象外とした。

(A) GBV 政策策定の中心となることの多いジェンダー平等推進のためのナショナル・マシーナリー（以下、政府機関 A とする）

(B) GBV 被害者支援事業を実施している政府機関（以下、政府機関 B とする）

(2) 調査方法

在外公館を通じて対象国政府にアンケート調査を依頼した。6か国10機関（政府機関 A: 5機関、政府機関 B: 5機関）から回答を得た。

(3) 調査内容

政府機関 A：当該機関の概要、GBV に関する主要な法律・政策、連携・調整メカニズム、罰則規定、政府による支援体制、連携・レファラル体制、支援実施上の課題、好事例、新型コロナウイルス感染症の影響と対応、今後の展望

政府機関 B：当該機関の概要、支援概要、連携・レファラル体制、支援実施上の課題、好事例、新型コロナウイルス感染症の影響と対応、今後の展望

1.5 支援団体対象ヒアリング調査

(1) 調査対象

アフリカ地域の事業参加国6か国から各国2、3団体、計16の支援団体にヒアリング調査を行った。対象とする支援団体については、GBV 被害者支援活動を実施していること、NGO の中でも積極的に GBV に取り組んでいることを条件として、国連人口基金 (UNFPA) の各国の事務所からの推薦をもとに選定した。

(2) 調査方法

オンラインによるヒアリング調査。

(3) 調査内容

当該支援団体の主な支援活動、国内外の連携・ネットワーク、課題、好事例、新型コロナウイルス感染症の影響、今後の展望などを調査内容とした。

2. 調査分析結果

2.1 GBV 対応にあたっての課題

(1) 事業参加国の政府機関の課題

政府機関 A 及び B の両機関のうちの計6機関から得られた回答について、政策・制度上の課題、連携・レファラルの課題、個々の支援施策実施上の課題、社会文化規範の課題に整理した（表1-1）。

表1-1：政府機関が直面する支援実施上の課題（アンケート調査の回答より抜粋¹）

類別	課題	機関数
政策・制度	法律に課題がある。	4
	行政制度など制度の課題がある。	4
	法や施策の実施が不十分。	5
連携・レファラル体制	国のレファラルパスウェイ（支援の流れ）が十分機能していない。	6
	他機関・団体の間で支援をつなぐことができない。	4
支援実施	スタッフの数が十分ではない。	4
	研修が十分に実施できない。	4
	資金が不十分。	5
	労働環境の不整備。	6
社会文化規範	女性や被害者に差別的な社会の認識・慣習が強い。	6

2.2 支援団体による GBV 対応にあたっての課題

(1) 支援団体の課題

支援団体（NGO 等）が直面する GBV 対応の課題の中で、特に強調された事項、あるいは特徴的な事項を抽出し整理した。それらを課題によって分類し簡単にまとめたものを表1-2に示す。

¹ アンケート調査の回答からの抜粋であり、日本政府の見解ではない。

表 1-2 : 支援団体が直面する支援実施上の課題（ヒアリング調査の回答より抜粋²⁾

類 別	課 題
政策・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察・司法の能力不足、司法プロセスの長さや遅れ、量刑の軽さといった制度上の課題がある。 ・ 長期支援の必要に比して資金サイクルが短い、資金が活用できる活動が限られており柔軟な資金活用ができないなど、資金制度が実態に合っていない。 ・ セーフスペースやワンストップ・センターなどの制度的枠組みがない。 ・ 法医学研究施設³⁾がない。
連携・レファラル体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察・司法など外部関係機関との連携が十分でない。 ・ 調整メカニズムが十分な効果をあげていない。
支援実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドナー資金に依存している。資金調達が困難である。 ・ 人材の数や能力が不足している。 ・ 勤務環境が未整備で、移動手段が不足している。 ・ 社会復帰支援、包括的支援が不足している。 ・ 遠隔地の住民や国内避難民へのリーチが難しい。
社会文化規範	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家父長的、女性差別的な考え・態度がある。 ・ 社会文化規範に基づく差別や偏見により支援や活動が阻まれる。 ・ 政策や制度が社会文化規範の影響を受けている。

2.3 令和3年度の交流プログラム企画への示唆

各国において、政府機関・支援団体ともに、それぞれの環境でより効果的な施策・手法を探りながら、被害者支援に当たっている。支援実施において直面する課題は、政府機関と支援団体とではそれぞれの立場・運営方法の違いによる相違はあるが、限られたリソースで支援を実施するという点では共通している。

これらの課題や関心事項については、(1) 政策・制度、(2) 連携・レファラル体制、(3) 支援実施、(4) 社会文化規範の4つに分類し、整理することができる。

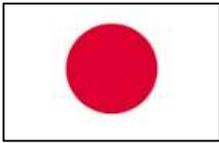
3. 事業参加国における GBV の現状

以下に、事業参加国各国の GBV に関する法制度や施策の代表的なものとして GBV の現状をまとめた。これらの情報は、前述の基礎情報調査、政府機関へのアンケート調査、支援団体へのヒアリング調査、オンライン情報共有・意見交換会の事業参加者の発表（次章参照）を通して得た情報をもとに記載している⁴⁾。

²⁾ ヒアリング調査の回答からの抜粋であり、日本政府の見解ではない。

³⁾ 犯罪捜査や裁判に必要な医学的検査が実施できる施設。

⁴⁾ 記載内容は各国の政府機関関係者の確認を得たものである。そのうち、社会経済状況の表は、GBV の背景の理解のために記載したものであり、公開されている指標データを使用した。詳細は24ページの表参照。



日本

I. 所管省庁

ジェンダー平等のための ナショナル・マシナリー	内閣府男女共同参画局
GBV 主管省庁	内閣府男女共同参画局 男女間暴力対策課
主たる GBV 関係省庁	厚生労働省、警察庁、法務省など
国家レベルの GBV 調整機能	男女共同参画会議

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名	批准年	
女子差別撤廃条約 (CEDAW)	1985 年	
国内法		
法律名	制定年	概要
私事性的画像の提供等による被害の防止に関する法律	2014	通称、リベンジポルノ防止法。私事性的画像記録の提供などを処罰するとともに、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大の防止を図る。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2001	通称、配偶者暴力防止法。配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援などの体制整備により、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図る。保護命令等裁判所の発令する命令などを含む。
児童虐待の防止等に関する法律	2000	児童虐待の禁止、予防・早期発見、児童の保護・自立支援の措置などにより、児童虐待防止施策の推進、児童の権利利益の擁護を図る。
ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000	ストーカー行為などに対する必要な規制、その相手方に対する援助の措置などを定め、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
第5次男女共同参画基本計画 (2021～2025 年)	2020	男女共同参画社会基本法に基づき、取組を策定した行動計画。女性に対するあらゆる暴力の根絶についての施策を盛り込んでいる (①女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり、②性犯罪・性暴力への対策の推進、③子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進、④配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進、⑤ストーカー事案への対策の推進、⑥セクシュアルハラスメント防止対策の推進、⑦人身取引対策の推進、⑧インターネット上の女性に対する暴力等への対応)。

Ⅲ. 政府の主な施策

施策	政府機関	概要
配偶者暴力相談支援センター	内閣府	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談、相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時の安全確保・一時保護、自立支援・保護命令・シェルター利用についての情報提供、関係機関との連絡調整、その他の援助を行う。
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等）を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化防止を図る。
性犯罪・性暴力対策の強化の方針	内閣府・警察庁・厚生労働省・法務省・関係府省	令和2年度からの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、刑事法の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化などの取組を速やかに進める。

Ⅳ. GBV の現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性割合（15歳から49歳）：データなし⁵
 - 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性割合（15歳から49歳）：データなし⁵
- 日本では配偶者暴力相談支援センターや警察における配偶者からの暴力に関する相談件数が増加しており、また近年はデートDV（交際中の相手によるドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）やJKビジネス問題などの若年層の課題が強く認識されている⁶。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得（米ドル）（2019）	41,710	女性・平和・安全保障指数（2019/2020）	0.823 (29位)
人間開発指数（2019）	0.919 (19位)	ジェンダー開発指数（2019）	0.978 (グループ1)
社会制度とジェンダー指数（2019）	24% (低い)	ジェンダー・ギャップ指数（2020）	0.652 (121位)
労働参加率（2019）	女性：52.7% 男性：71.3%	女性対男性の労働参加率（2019）	73.0%
受けた教育の女性対男性の平均年数の比率（2018）	103.2%	15歳以上の識字率 ⁷	女性：99.0% 男性：99.0%
近代的避妊法による家族計画の需要が満たされていると答えた女性割合（2017）	60.1%	妊産婦死亡率（10万の出生あたり）（2017）	5
出生時性比（2015-2020）	1.06	国会の女性議席割合（2020）	9.9%

⁵ UN Women. (2016). Global Database on VAW. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

⁶ 男女共同参画局、女性に対する暴力に関する専門調査会（最終閲覧2021年2月4日）

<<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/index-bo.html>>

⁷ World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



オーストラリア連邦⁸

I. 所管省庁

ジェンダー平等推進のための ナショナル・マシーナリー	首相府女性局（連邦レベル）
GBV 主管省庁 （ビクトリア州）	ファミリー・セーフティ・ビクトリア（ビクトリア州政府の家庭内暴力予防大臣のもとで家庭内暴力対策改革を推進する機関）
主たる GBV 関係省庁 （ビクトリア州）	公正・家族・住宅省、リスペクト・ビクトリア、法務・コミュニティ安全省、首相府
国家レベルの GBV 調整機関	女性の安全に関するオーストラリア国家研究機関など

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名	批准年	
女子差別撤廃条約（CEDAW）	1983 年	
国内法		
法律名	制定年	概要
改正刑法（性犯罪） 2016（ビクトリア州）	2016	法改正により、「子供に対する性犯罪」を、子供に対するレイプ、性的暴行、子供の前での性的活動など、より明確かつ包括的に規定し、様々な形態の犯罪に対応する体制を整えた。
改正家族法（家庭内暴力）（連邦レベル）	2011	家庭内暴力 ⁹ は家族に対する強制や支配、恐怖を覚えさせるなどの暴力的・脅迫的な行動であると規定。
家庭内暴力防止法 （ビクトリア州）	2008	家庭内暴力から被害者を保護するために介入する命令の発出などについて規定。命令は被害者やその家族、警察が申請できる。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
女性と子供に対する暴力削減国家計画 2010-2022 （連邦レベル）	2011	①暴力のない安全なコミュニティ、②尊敬し合う人間関係、③先住民族コミュニティの暴力防止能力の強化、④暴力被害者の女性とその子供のニーズにあった支援の提供、⑤効果的な司法制度、⑥加害者の暴力の阻止と処罰、の6つの成果を目指して3年ごとに行動計画を策定する。
予防戦略のための行動計画（2018-2021） （ビクトリア州）	2017	家庭内暴力の予防戦略。不平等や暴力的行動の要因、早期の介入や予防に重点を置く。

⁸ オーストラリア連邦は6つの州と2つの特別地域から成り、各州政府が独自の議会や州憲法を持つ。本ページではビクトリア州の取組を取り上げる。

⁹ オーストラリアでは家庭内暴力~~罪~~ではなくファミリーバイオレンスと表記する。

Ⅲ. 政府の施策

施策	政府機関	概要
1800RESPECT (連邦レベル)	社会サービス省	24 時間対応の無料電話相談。家庭内暴力・性暴力に関する相談、照会サービスを提供する。
セーフステップス (ビクトリア州)	ファミリー・セーフティ・ビクトリア、公正・家族・住宅省	州全域を対象とした家庭内暴力の緊急対応を行う。24 時間電話相談を受け付け、リスク評価、安全計画、物質的・精神的支援、緊急一時保護や照会などの支援を提供する。
オレンジドア (ビクトリア州)	ファミリー・セーフティ・ビクトリア	女性、子供、加害者、アボリジナル ¹⁰ の人々など、家庭内暴力に関する支援を必要とする全ての人を対象としたワンストップ・サービス。

Ⅳ. GBVの現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合（15歳から49歳）：23%¹¹
- 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合（15歳から49歳）：2%¹¹
平均して1週間に1人の女性が現在または過去のパートナーによって殺害されている¹²。また、約5人に1人のオーストラリア人女性（170万人）が性暴力を経験している。現在のパートナーから暴力を受けた女性の82%は警察に通報していない¹³。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得 (米ドル) (2019)	55, 100	女性・平和・安全保障指数 (2019/2020)	0. 844 (22 位)
人間開発指数 (2019)	0. 944 (8 位)	ジェンダー開発指数 (2019)	0. 976 (グループ 1)
社会制度とジェンダー指数 (2019)	16% (とても低い)	ジェンダー・ギャップ指数 (2020)	0. 731 (44 位)
労働参加率 (2019)	女性：60. 3% 男性：70. 9%	女性対男性の労働力率 (2019)	84. 7%
女性対男性の教育年数比率 (2018)	100. 8%	15 歳以上の識字率 ¹⁴	女性：99. 0% 男性：99. 0%
近代的避妊法による家族計画 の需要が満たされていると答 えた女性割合 (2017)	83. 1%	妊産婦死亡率 (10 万の出生あ たり) (2019)	6
出生時性比 (2015-2020)	1. 06	国会の女性議席割合 (2020)	30. 5%

¹⁰ オーストラリアの先住民族

¹¹ UN Women. (2016). Global Database on VAW. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

¹² Our Watch. (2021). Quick facts. Retrieved on February 4, 2021, from <https://www.ourwatch.org.au/quick-facts/>

¹³ Australian Bureau of Statistics. (2017). Personal Safety Australia 2016

¹⁴ World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



フィリピン共和国

I. 所管省庁

ジェンダー平等推進のための ナショナル・マシーナリー	フィリピン女性委員会（政府・大学・NGO 等の代表者で構成）
GBV 主管省庁	女性と子供に対する暴力に関する機関間協議会 ¹⁵
主たる GBV 関係省庁	社会福祉開発省、保健省、教育省、労働雇用省、国家警察など
国家レベルの GBV 調整機関	女性と子供に対する暴力に関する機関間協議会

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名		批准年
女子差別撤廃条約（CEDAW）		1981 年
国内法		
法律名	制定年	概要
女性と子供に対する 暴力対策法	2004	女性とその子供に対する身体的、心理的、経済的、性的な暴力を禁止。
レイプ対策法	1997	夫婦間や近親間のレイプの場合は、終身刑と規定。
セクシュアルハラス メント対策法	1995	「礼儀調査委員会」 ¹⁶ を設置し、セクシュアルハラスメントを防止・阻止し、解決・起訴の方法を提供することは雇用主の義務であると規定。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
ジェンダー平等と女 性のエンパワーメン ト計画 2019-2025	2019	女性、特に貧困層と疎外された女性のエンパワーメントに注力する 国家活動計画。
レイプ被害者支援保 護法	1998	全ての州と自治体に、医師、警察、検察、ソーシャルワーカーのサ ービスを利用できるワンストップ・センターの設置を規定。

¹⁵ 教育省・保健省・法務省・労働雇用省・社会福祉開発省・自治省・フィリピン国家警察・国家捜査局・フィリピン女性委員会・地方災害対策委員会・人権委員会・児童福祉協議会の12の期間からなる。

¹⁶ Committee on Decorum and Investigation.

Ⅲ. 政府の施策

施策	政府機関	概要
ワンストップ・センター	社会福祉開発省	被害者が医師、警察、検察、ソーシャルワーカーのサービスを利用できるワンストップ機関。
バランガイ ¹⁷ 女性に対する暴力デスク	バランガイレベルの自治体	被害者救済・保護、統計などの記録、啓発を実施する。2019年時点で、42,045 あるバランガイのうち 37,686 に設置されている。
住居施設とシェルター	社会福祉開発省	45 か所の施設を管理。被害者女性や 18 歳未満の女兒対象の施設などがある。
女性と子供の保護施設	社会福祉開発省	被害者の女性や子供が治療とレファラルを受けられる。72 ある公立病院のうちの 44 施設に設置されている。

Ⅳ. GBVの現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合（15歳から49歳）：15%¹⁸
- 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合（15歳から49歳）：6%¹⁸

若年結婚及び妊娠が課題として認識されている¹⁹。家族法（民法）で定められる法定婚姻年齢は18歳以上であるが、実際には18歳未満で結婚する女性の割合は17%と高い²⁰。15歳から19歳の女性1,000人あたりの出生数は54.2人と多い²¹。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得（米ドル）（2019）	3,850	女性・平和・安全保障指数（2019/2020）	0.709（90位）
人間開発指数（2019）	0.718（107位）	ジェンダー開発指数（2019）	1.007（グループ1）
社会制度とジェンダー指数（2019）	53%（とても高い）	ジェンダー・ギャップ指数（2020）	0.781（16位）
労働参加率（2018）	女性：46.1% 男性：73.3%	女性対男性の労働参加率（2019）	62.0%
女性対男性の教育年数比率（2018）	104.3%	15歳以上の識字率 ²²	女性：98.2% 男性：98.1%
近代的避妊法による家族計画の需要が満たされていると答えた女性割合（2017）	52.5%	妊産婦死亡率（10万の出生あたり）（2017）	114
出生時性比（2015-2020）	1.06	国会の女性議席割合（2020）	28.0%

¹⁷ フィリピンの最小の地方自治単位

¹⁸ UN Women. (2016). Global Database on VAW. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

¹⁹ UNFPA. (2019). Empowering Maranao girls against child marriage. Retrieved on February 4, 2021, from <https://philippines.unfpa.org/en/news/empowering-maranao-girls-against-child-marriage>

²⁰ UNDP. (2019). *Human Development Report 2019*.

²¹ 同上

²² World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



ナミビア共和国

I. 所管省庁

ジェンダー平等推進のための ナショナル・マシーナリー	ジェンダー平等・貧困削減・児童福祉省
GBV 主管省庁	ジェンダー平等・貧困削減・児童福祉省
主たる GBV 関係省庁	保健・社会サービス省、安全・セキュリティ省など
国家レベルの GBV 調整機関	最高ジェンダー諮問委員会

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名	批准年	
女子差別撤廃条約 (CEDAW)	1992 年	
マプトプロトコル	2004 年	
国内法		
法律名	制定年	概要
児童保護法	2015	GBV 被害者または被害者の子供を保護する。
労働法	2007	セクシュアルハラスメントを禁止しているが罰則規定はない。
DV 対策法	2003	身体的・性的・経済的虐待、脅迫、ハラスメント、DV（感情的・言語的・心理的な虐待を含む）、配偶者によるレイプを違法とする。警察に対し被害者の保護命令を出すことができる。
レイプ対策法	2000	女兒・男児も保護の対象に含み、配偶者間のレイプを違法とする。
反不道徳行為法	1980	成人と 16 歳以下の子供の間の性的行為や不適切な行為を禁ずる。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
GBV 国家行動計画 2019-2023	2019	ジェンダー平等、男女の平等な社会経済的発展、子供の福祉を目指す国家行動計画。被害者を中心に据え、家族・コミュニティ・関連機関による監視により暴力の防止や被害抑止を行うことに重点を置いている。
国家ジェンダー政策 2010-2020	2010	ジェンダー課題に対する政策実施、調整、モニタリングに関する政策。GBV は 12 ある主要分野の一つ ²³ 。
国家ジェンダー行動 計画 2010-2020	2010	国家ジェンダー政策実施のための行動計画。GBV は 6 つの計画部会の一つ ²⁴ 。

²³ 1. 貧困と農村開発、2. 教育と訓練、3. 保健、性と生殖に関する健康、HIV/エイズ、4. ジェンダーに基づく暴力、5. 貿易と経済的エンパワーメント、6. ガバナンスと意思決定、7. メディア、情報とコミュニケーション、8. 環境、9. 女兒、10. 平和構築、紛争解決と自然災害管理、11. 法と人権、12. ジェンダー平等と家族

²⁴ 1. GBV と人権、2. 保健、HIV/エイズ、3. 教育、4. 貧困、農村及び経済開発、5. ガバナンス、平和及び安全、6. メディア、研究及びコミュニケーション

III. 政府の施策

施策	政府機関	概要
児童福祉サービス・GBV プログラム	ジェンダー平等・貧困削減・児童福祉省	被害を受けた女児・男児に対し、ソーシャルワーカーによるカウンセリング、シェルター受入れ準備など一連のサービスを提供する。
GBV 保護ユニット	警察	GBV と子供に対する暴力事案のワンストップ・センターとしての役割を持つ。警察、ソーシャルワーカー、コミュニティのカウンセラーがサービスを提供する。
GBV 予防プログラム	ジェンダー平等・貧困削減・児童福祉省、警察	GBV 被害者に対し、ソーシャルワーカーが心理社会的支援やカウンセリングを提供し、医療機関、警察に照会する。保健・医療機関において GBV 被害者への対応についての訓練を実施する。

IV. GBVの現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合（15歳から49歳）：27%²⁵
 - 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合（15歳から49歳）：20%²⁵
- 10代の女性の妊娠が課題とされており²⁶、学生の妊娠が、2015年の1,843件から2016年の2,233件に増加している²⁷。望まない妊娠をする10代女性は5人に1人でうち40%は同意のない性交のためである²⁸。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得米（ドル）（2019）	5,060	女性・平和・安全保障指数（2019/2020）	0.748 (62位)
人間開発指数（2019）	0.645 (130位)	ジェンダー開発指数（2019）	1.007 (グループ 1)
社会制度とジェンダー指数（2019）	27% (低い)	ジェンダー・ギャップ指数（2020）	0.784 (12位)
労働参加率（2019）	女性：56.1% 男性：63.3%	女性対男性の労働参加率（2019）	85.7%
女性対男性の教育年数比率（2018）	110.6%	15歳以上の識字率 ²⁹	女性：91.4% 男性：91.6%
近代的避妊法による家族計画の需要が満たされていると答えた女性割合（2013）	80.4%	妊産婦死亡率（10万の出生あたり）（2019）	195
出生時性比（2015-2020）	1.03	国会の女性議席割合（2020）	43.3%

²⁵ UN Women. (2016). *Global Database on VAW*. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

²⁶ UN ECA. (2019). *Beijing+25: Namibia Country Report 2014-2019*. f

²⁷ European External Action Service. NO MORE: Gender based Violence and learner pregnancies in Namibia. Retrieved on February 4, 2021, from https://eeas.europa.eu/delegations/namibia_en/48820/NO%20MORE:%20Gender%20based%20Violence%20and%20learner%20pregnancies%20in%20Namibia

²⁸ Global Citizen. #ShutItAllDown: Young Women Are Leading the Fight Against Gender-Based Violence in Namibia. Retrieved on February 4, 2021, from <https://www.globalcitizen.org/en/content/shutitall-down-namibia-gender-violence-protest/>

²⁹ World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



シエラレオネ共和国

I. 所管省庁

ジェンダー平等推進のための ナショナル・マシーナリー	ジェンダー・子供課題省
GBV 主管省庁	ジェンダー・子供課題省
主たる GBV 関係省庁	内務省（警察）、保健・衛生省、高等裁判所など
国家レベルの GBV 調整機能	国家 GBV 委員会

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名	批准年	
女子差別撤廃条約（CEDAW）	1988 年	
マプトプロトコル	2015 年	
国内法		
法律名	制定年	概要
性犯罪法	2012	配偶者によるレイプ、保護者、教師、医療者などによる児童への性的行為の禁止。2019 年の改正で、レイプ被害の刑を成人の場合最低 5 年を 15 年に、最長 15 年を終身刑に厳罰化。被害者の写真などの情報の公開の禁止。
DV 法	2007	恋人間、パートナー・配偶者間、親子間、家族間の暴力が対象。
児童権利法	2007	児童婚の禁止。DV 被害者の児童の保護を規定。
反人身取引法	2005	性的な支配、利益を目的とした性的搾取（売春、児童ポルノ、臓器売買等）を含む人身取引の禁止。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
ジェンダー平等・女性のエンパワーメント	2020	全ての開発と政治過程についてジェンダー主流化を目指す国家政策。
第 3 次 国 家 計 画 2019-2021	2019	女性のエンパワーメント、GBV 予防、司法へのアクセス、政治的意 思決定への参加を取り上げる。
GBV 国家行動計画 2012-2016	2012	国家 GBV 委員会が中心となり策定。①GBV 関係者のネットワークの 構築、②GBV に関する法の制定と施行、③大規模な GBV 啓発プロ ラムの実施、④被害者回復支援の提供、を 4 つの戦略的アプローチ として定めている。

Ⅲ. 政府の施策

施策	所管省庁	概要
ワンストップ・センター	政府中核病院内	政府病院の中に設置。警察、心理社会・医療・法的サービスを1か所で受けることができる。今後全ての郡に展開する予定。
性犯罪法廷モデル	高等裁判所	GBV、性暴力に関する事案のプロセスを迅速に進める目的で、高等裁判所に性犯罪課を設置。
家族支援ユニット	警察	国内全土の警察署に設置された専門ユニット。女性と子供への暴力（性的・肉体的虐待、商業的搾取を含む搾取、人身取引）の調査を行う。

Ⅳ. GBVの現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合（15歳から49歳）：49%³⁰
 - 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合（15歳から49歳）：29%³⁰
- 若年層に対するGBVが多く報告されている。被害者のうち93%が17歳未満で、24%は11歳未満とされている³¹。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得 (米ドル) (2019)	540	女性・平和・安全保障指数 (2019/2020)	0.578 (153位)
人間開発指数 (2019)	0.452 (182位)	ジェンダー開発指数 (2019)	0.884 (グループ5)
社会制度とジェンダー指数 (2019)	48% (高い)	ジェンダー・ギャップ指数 (2020)	0.668 (111位)
労働参加率 (2018)	女性：57.3% 男性：58.5%	女性対男性の労働参加率 (2019)	98.7%
女性対男性の教育年数比率 (2018)	63.6%	15歳以上の識字率 ³²	女性：34.9% 男性：51.7%
近代的避妊法による家族計画 の需要が満たされていると答 えた女性割合 (2017)	44.7%	妊産婦死亡率 (10万の出生あ たり) (2017)	1,120
出生時性比 (2015-2020)	1.02	国会の女性議席割合 (2020)	12.3%

³⁰ UN Women. (2016). Global Database on VAW. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

³¹ Voice of Africa. (2019). President and First Lady of Sierra Leone Vow to 'Lift the Lid' on Rape. Retrieved on February 4, 2021, from <https://www.voanews.com/africa/president-and-first-lady-sierra-leone-vow-lift-lid-rape>

³² World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



ブルキナファソ

I. 所管省庁

ジェンダー平等推進のための ナショナル・マシーナリー	女性・国家連帯・家族・人道活動省
GBV 主管省庁	女性・国家連帯・家族・人道活動省
主たる GBV 関係省庁	保健省、セキュリティ省、法務省など
国家レベルの GBV 調整機関	ジェンダー推進国家評議会

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名	批准年	
女子差別撤廃条約 (CEDAW)	1987 年	
マプトプロトコル	2006 年	
国内法		
法律名	制定年	概要
刑法	2018	513 条により、切除などによって女性性器を傷つけ又は傷つけようとした場合、1 年から 10 年の懲役と 50 万から 300 万ブルキナフランの罰金が課される。公の場での発言や執筆を通じて女性性器切除を奨励した場合も、1 年から 5 年の懲役と 25 万から 100 万ブルキナフラン ³³ の罰金の対象となる。
女性に対する暴力の 予防・抑止・補償及 び被害者支援法	2015	女性と女兒に対する暴力を防止、抑止、是正し、被害者を保護し支援するために制定。ジェンダー間の差別をなくすため、男女間の平等を定めている。配偶者によるレイプも含まれる。
性と生殖の健康・権 利に関する法	2005	国民の性と生殖の健康の保護を行うために制定。拷問などにより体、特に生殖器官を傷つけること、性的虐待を含む暴力の禁止を規定。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
国家ジェンダー政策	2020	女性の権利の尊重の促進と GBV を含む暴力の撲滅、女性の意思決定の場への参加の促進などを含む重点分野の戦略を規定。
児童婚の防止と排除 のための国家戦略	2015	児童婚の放棄を促進するための戦略で、啓発活動と被害者の包括的なケア制度の構築の重点分野からなる。関連する立法の枠組み、実施についてのモニタリング評価を規定。
社会活動国家政策	2007	強制結婚及び児童婚、望まない妊娠、暴力、高齢女性の社会的排除など、特定のグループの保護について規定。

³³ 「はじめに」の v ページ参照。50万から300万フランは約9万5,000から57万円、25万から100万フランは約4万7,500から19万円。

Ⅲ. 政府の施策

施策	政府機関	概要
女性性器切除撲滅のための全国委員会	保健省、防衛省など	国内の女性性器切除の慣習を撲滅するための調整委員会。国、州、郡レベルの支部で構成されている。関連する NGO や協会と連携し、調査・メディアを通じた啓発活動などを実施。
ホットライン 80001287・116・80001112	女性・国家連帯・家族・人道活動省	80001287：被害に関する通報・相談窓口 116：子供のための通報・相談窓口 80001112：女性性器切除に関する通報・相談窓口
女性議員のネットワーク	全国女性評議会	国会内で女性の参加を促進するために構築された女性議員のネットワーク。

Ⅳ. GBVの現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合（15歳から49歳）：12%³⁴
- 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合（15歳から49歳）：9%³⁴

若年層に対するGBVが多く報告されており、児童婚及び妊娠が課題として認識されている。約80%の子供が身体的暴力、68%が言葉による虐待、18%が性暴力を受けている³⁵。18歳未満で結婚した女性の割合は52%、10代女性の出生率も104.3である³⁶。女性性器切除は、性と生殖の健康権利に関する法では禁止されているが、都市部でも地方でも行われている³⁷。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得 (米ドル) (2019)	780	女性・平和・安全保障指数 (2019/2020)	0.622 (136位)
人間開発指数 (2019)	0.452 (182位)	ジェンダー開発指数 (2019)	0.867 (グループ5)
社会制度とジェンダー指数 (2019)	32% (中ぐらい)	ジェンダー・ギャップ指数 (2020)	0.635 (129位)
労働参加率 (2019)	女性：57.3% 男性：74.8%	女性対男性の労働参加率 (2019)	77.8%
女性対男性の教育年数比率 (2018)	47.6%	15歳以上の識字率 ³⁸	女性：32.7% 男性：50.1%
近代的避妊法による家族計画の需要が満たされていると答えた女性割合 (2018)	56.4%	妊産婦死亡率(10万の出生あたり) (2017)	320
出生時性比 (2015-2020)	1.05	国会の女性議席割合 (2020)	13.4%

³⁴ UN Women. (2016). *Global Database on VAW*. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

³⁵ 難民研究フォーラム (2020)「ブルキナファソ」 <https://refugeestudies.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/COI_BFA_200312.pdf>

³⁶ UNDP. (2020). *Human Development Report 2020*.

³⁷ United States Department of State. (2018). *Country Reports on Human Rights Practices: Burkina Faso*. Retrieved on February 4, 2021, from <https://www.state.gov/reports/2018-country-reports-on-human-rights-practices/burkina-faso/>

³⁸ World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



コンゴ民主共和国

I. 所管省庁

ジェンダー平等推進のための ナショナル・マシーナリー	ジェンダー・家族・子供省
GBV 主管省庁	ジェンダー・家族・子供省
主たる GBV 関係省庁	保健省、内務省、法務省など
国家レベルの GBV 調整機関	GBV調整委員会

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名		批准年
女子差別撤廃条約 (CEDAW)		1986 年
マプトプロトコル		2008 年
国内法		
法律名	制定年	概要
改正家族法	2016	改正前は女性や子供に対して差別的な条項があったが、改正後は女性の権利と平等に関して定めている ³⁹ 。
児童保護法	2009	18 歳未満の子供に対する性的虐待や性暴力の禁止。身体的暴力だけでなく心理的圧力なども含む。子供へのレイプの場合は、7 年から 20 年の懲役と 80 万から 100 万コンゴフラン ⁴⁰ の罰金が課せられる。
女性と若年女性に対する暴力対策庁の設立に関する法律	2009	性暴力やGBVなどの対策のための法律の策定、被害者を包括的にケアする対応の策定、GBVに関するデータ収集・管理などを調整する政府機関の設立を承認する法律。
性暴力法 ⁴¹	2006	暴力やレイプの禁止。有罪になると、5 年から 20 年の懲役と 10 万コンゴフラン以上の罰金が課せられる。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
GBV に対する保護活動国家ロードマップ	2019	GBV 対策調整能力の強化、GBV 対策の効果向上、リソース確保、活動の質向上、実務者・リーダーの能力強化を重点分野とする国家指針。
GBV 対策国家戦略 (2020 年改訂)	2020	GBV 被害者への心理社会的ケアの提供や女性と脆弱な人々を保護するための軍や警察への訓練、国内の GBV 関連のネットワークの確立などの方針を含む国家戦略。軍隊や国家警察を含む省庁・部局は同国家戦略をふまえ独自の戦略と行動計画を作成する。

³⁹ 444 条「夫が世帯主」で「夫は妻を守る義務があり、妻は夫に従わねばならない」とあったものが、「夫が世帯主」だが「夫婦は互いに守り合う」という表現に変わった。

⁴⁰ 約 4 万から 5 万円。「はじめに」の v ページ参照。

⁴¹ 刑法の改訂 (Loi no 06/018 du 20 juillet 2006 modifiant et complétant le Code Pénal) と刑事訴訟法の改訂 (Loi no 06/019 du 20 juillet 2006 modifiant et complétant le Code de procédure pénale.)

III. 政府の施策

施策	政府機関	概要
総合支援センター	女性と若年女性に対する暴力対策庁	GBV の被害者に対し、医療、心理社会的ケア、法的・司法支援を提供する。学齢期の未成年の被害者が学校に再び通えるようにする取組を行う。
子供・女性保護の特別警察ユニット	防衛退役軍人省、内務省	GBV や DV などの被害に遭った女性・子供、目撃者などを保護するための警察のユニット ⁴² 。
ホットライン 122	大統領府、ジェンダー・家族・子供省	身体的・性的な暴力など GBV 被害者の女性や女兒を、医療や心理的・法的な支援につなぐ。24 時間無料で受け付けている。

IV. GBV の現状

- ◆生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合（15歳から49歳）：51%⁴³
- ◆過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合（15歳から49歳）：37%⁴³

憲法の下では夫婦同権が認められている。家族法において、家長は夫であると定められおり、男性中心の文化が残る⁴⁴。長年に渡る紛争の中で、様々な性暴力が紛争の武器として使われることがある⁴⁵。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得 (米ドル) (2019)	530	女性・平和・安全保障指数 (2019/2020)	0.512 (161位)
人間開発指数 (2019)	0.480 (175位)	ジェンダー開発指数 (2019)	0.845 (グループ5)
社会制度とジェンダー指数 (2019)	40% (中ぐらい)	ジェンダー・ギャップ指数 (2020)	0.578 (149位)
労働参加率 (2019)	女性：60.7% 男性：66.3%	女性対男性の労働参加率 (2019)	91.4%
女性対男性の教育年数比率 (2018)	63.1%	15歳以上の識字率 ⁴⁶	女性：66.5% 男性：88.5%
近代的避妊法による家族計画 の需要が満たされていると答 えた女性割合 (2014)	18.9%	妊産婦死亡率 (10万の出生あ たり) (2017)	473
出生時性比 (2015-2020)	1.03	国会の女性議席割合 (2020)	12.8%

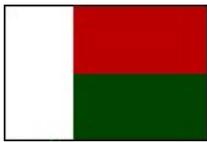
⁴² Nations Unies Maintien de la paix. (2019). Des responsables de l'ONU saluent la signature, par la police nationale congolaise, d'un plan d'action pour lutter contre les violences sexuelles. Retrieved on February 4, 2021, from <https://peacekeeping.un.org/fr/des-responsables-de-lonu-saluent-la-signature-par-la-police-nationale-congolaise-dun-plan-daction>

⁴³ UN Women. (2016). Global Database on VAW. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

⁴⁴ Women's International League for Peace and Freedom. (2019). *Democratic Republic of the Congo Submission to The Committee On The Elimination Of Discrimination Against Women*. Retrieved on February 4, 2021, from https://www.wilpf.org/wp-content/uploads/2019/11/CEDAW_DRC-EN_Web.pdf

⁴⁵ USAID. (2012). Gender Assessment for the Democratic Republic of Congo.

⁴⁶ World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



マダガスカル共和国

I. 所管省庁

ジェンダー平等のための ナショナル・マシーナリー	人口・社会保障・女性振興省 (MPPSPF)
GBV 主管省庁	人口・社会保障・女性振興省
主たる GBV 関係省庁	公衆衛生省、公安省、法務省、技術教育・職業訓練省
国家レベルの GBV 調整機関	国家調整委員会

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名	批准年	
女子差別撤廃条約 (CEDAW)	1989 年	
マプトプロトコル	2004 年に署名したが、未批准	
国内法		
法律名	制定年	概要
人身取引禁止法	2014	強制結婚、売春、子供の商業的・性的搾取を禁止している。強制結婚や売春を行った場合は、2 年から 5 年の懲役と 100 万マダガスカルアリアリから 5,000 万マダガスカルアリアリ ⁴⁷ が課される。
GBV 対策法	2020	GBV 対策に取り組む法律が 2020 年 1 月 16 日に制定された。
刑法	2005	女性と未成年者に対する暴力の加害者に対する罰則が追加された。被害者が 15 歳未満または妊婦だった場合、加害者は強制労働に処せられる。被害者がこれに該当しない場合、加害者は 5 年から 10 年の懲役が科せられる。
対 GBV の刑罰制度 と GBV 対策の刑事政	2020	深刻な GBV の状況に取り組むため、2020 年制定の GBV 対策法をふまえ、より強化された法的枠組みを策定。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
人身取引防止計画	2019	人身取引の発生の防止、被害者の特定とケアの提供・心理社会的ケアのモニタリング・支援内容の改善、不処罰との戦いと加害者の起訴を含む 4 つの補完的な軸を中心に、優先行動を定める。
児童婚撲滅のための 国家戦略	2017	児童婚に対する伝統的な慣習や考え方をコミュニティや家族単位で改め、子供を保護し、18 歳未満で結婚させられる子供の割合を減らすための戦略。
GBV と戦うための国 家行動計画	2017	被害者の回復能力の強化を戦略の一つとしており、地域のプラットフォームの設置や、GBV 被害者が社会的に孤立しないための支援グ

⁴⁷ 「はじめに」の v ページ参照。約 3 万から 150 万円。

2017-2021		ループの立上げ、マイクロクレジットからの借入れなどができることを明記。
国家貧困削減戦略	2007	GBV 被害に遭いやすい脆弱層として女性や子供の法的保護の確保が優先事項とされている。
社会保障国家政策	2015	脆弱なコミュニティの強靱性強化の取組に社会保障を含める。

III. 政府の施策

施策	政府機関	概要
校内暴力防止プログラム	国家教育省、人口・社会保障・女性振興省	GBV、青年期の性と生殖の健康、児童婚、妊娠について学校での女兒への啓発活動を実施。
GBV 撲滅のための国家プラットフォーム	人口・社会保障・女性振興省、法務省	GBV 撲滅のための国家プラットフォームをアモロニマニアとメナベ ⁴⁸ で運用管理する。①GBV 関連データの収集と②GBV被害者や女性への経済的支援の機能を持つ。
VONJY ⁴⁹ センター	人口・社会保障・女性振興省他	GBV の被害者のうち子供の被害者及び保護者のケアに特化するためのセンター。医療、心理社会的、法的ケアを提供。

IV. GBVの現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合（15歳から49歳）：データなし⁵⁰
- 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合（15歳から49歳）：データなし⁵⁰
児童婚が課題の一つ。15歳から19歳の女兒の27.5%が婚姻関係にある⁵¹。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得 (米ドル) (2019)	520	女性・平和・安全保障指数 (2019/2020)	0.622 (136位)
人間開発指数 (2019)	0.528 (164位)	ジェンダー開発指数 (2019)	0.952 (グループ2)
社会制度とジェンダー指数 (2019)	48% (高い)	ジェンダー・ギャップ指数 (2020)	0.719 (62位)
労働参加率 (2019)	女性：83.4% 男性：88.9%	女性対男性の労働参加率 (2019)	93.7%
女性対男性の教育年数比率 (2018)	110.3%	15歳以上の識字率 ⁵²	女性：72.4% 男性：77.3%
近代的避妊法による家族計画 の需要が満たされていると答 えた女性割合 (2017)	60.5%	妊産婦死亡率 (10万の出生あ たり) (2017)	335
出生時性比 (2015-2020)	1.03	国会の女性議席割合 (2020)	15.9%

⁴⁸ アモロニマニアとメナベは、マダガスカル地域圏（州の次の行政区分）の名前。

⁴⁹ マラガシ語（マダガスカルの言語）で「助けて」という意味。

⁵⁰ UN Women. (2016). Global Database on VAW. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

⁵¹ UNICEF. Data Warehouse. Retrieved on February 4, 2021, from https://data.unicef.org/dv_index/

⁵² World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.



マリ共和国

I. 所管省庁

ジェンダー平等推進のための ナショナル・マシーナリー	女性・子供・家族振興省 (MPFEF)
GBV 主管省庁	女性・子供・家族振興省
主たる GBV 関係省庁	保健社会開発省、治安・市民保護省、法務省
国家レベルの GBV 調整機関	GBV 撲滅に向けた国家プログラム (PNVBG)

II. 法制度・政策等

国際法		
法律名	批准年	
女子差別撤廃条約 (CEDAW)	1985 年	
マプトプロトコル	2005 年	
国内法		
法律名	制定年	概要
GBV 撲滅に向けた国家プログラムの設立に関する法律	2019	GBV 撲滅に向けた国家プログラムの設立、組織、ミッション、運営手順、目的、活動について定めている。関係省庁が活動の実施と実施支援を行うことを規定している。
人身取引対策法	2014	身体的・精神的暴力、道徳的苦痛なども被害に含まれると規定している。
政策・計画		
政策・計画名	制定年	概要
ジェンダーに配慮した計画と予算戦略	2011	女性の貧困撲滅の機会を創出する目的で、国家レベルの予算プロセスにジェンダーの視点を入れる。分野及び地方レベルでの予算配分に女性の優先事項を含め、定期的にモニタリングを実施している。
国家ジェンダー政策 2008-2011	2008	男女の平等な権利を促進するための政策。女性の尊厳の保護、人的資本の開発、公正で公平な経済発展のための資源の配分、性差別的な固定観念からの脱却などを優先分野として挙げている。

Ⅲ. 政府の施策

施策	政府機関	概要
人権とジェンダーの共同プログラム	法務省	GBV の観点から司法制度・人権に関する調査の実施、司法における GBV の訓練用教材の開発を実施。
女性性器切除撲滅のための国家プログラム	女性・子供・家族振興省	国内の女性性器切除撲滅のための調査・研究、戦略と活動の策定、モニタリング評価、データベース作成、保健の専門家などを養成する専門学校への訓練内容の開発と導入。
真実、正義、和解委員会	大統領府、法務省、経済財務省	国民の人権、特に女性と子供に対する人権違反の事例を調査することを含む。
ホットライン 80333	警察	GBV 撲滅と防止のための適切な措置を警察が提供するために設置された。24 時間無料で対応する。

Ⅳ. GBVの現状

- 生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性割合（15歳から49歳）：36%⁵³
 - 過去12か月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性割合（15歳から49歳）：27%⁵³
- GBV被害者の68%は一度も支援を求めたことがなく、被害について誰にも話したことがない。15歳から49歳の女性の婚姻時の年齢は、18歳未満の婚姻率が53%、16歳未満では18%である⁵⁴。

参考：社会経済状況

国民一人当たり総所得（米ドル）（2019）	870	女性・平和・安全保障指数（2019/2020）	0.539 （159位）
人間開発指数（2019）	0.434 （184位）	ジェンダー開発指数（2019）	0.821 （グループ5）
社会制度とジェンダー指数（2019）	46% （高い）	ジェンダー・ギャップ指数（2020）	0.621 （139位）
労働参加率（2018）	女性：61.2% 男性：80.6%	女性対男性の労働参加率（2019）	75.8%
女性対男性の教育年数比率（2018）	56.7%	15歳以上の識字率 ⁵⁵	女性：25.7% 男性：46.2%
近代的避妊法による家族計画の需要が満たされていると答えた女性割合（2015）	35.0%	妊産婦死亡率（10万の出生あたり）（2017）	562
出生時性比（2015-2020）	1.05	国会の女性議席割合（2019）	9.5%

⁵³ UN Women. (2016). *Global Database on VAW*. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>

⁵⁴ Institut National de la Statistique (INSTAT), Cellule de Planification et de Statistique Secteur Santé Développement Social et Promotion de la Famille (CPS/SS-DS-PF) et ICF. (2019). *Enquête Démographique et de Santé au Mali 2018 : Rapport de synthèse*. Bamako, Mali et Rockville, Maryland, USA : INSTAT, CPS/SS DS-PF et ICF.

⁵⁵ World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.

4. ジェンダーに基づく 暴力に関する状況の各国比較



日本



オーストラリア連邦



フィリピン共和国



生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合
(15歳から49歳)

データなし



過去12カ月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合
(15歳から49歳)

データなし



夫から妻への暴力は正当化されると答えた女性の割合
(15歳から49歳)

8.9%



18歳未満で結婚した女性の割合
(20歳から24歳)

データなし

データなし



10代の出産率
(15歳から19歳、1,000人あたりの出生数)

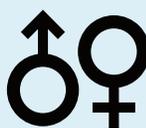
3.8



11.7



54.2

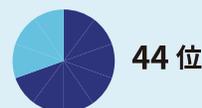


ジェンダー・ギャップ指数
(フルスコア：1、ランキング：153か国中)

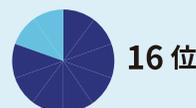
0.652



0.731



0.781



妊産婦死亡率
(10万の出生あたり)

5人



6人



121人



国会の女性議席割合
(2020年又は直近でデータの取得が可能な年)

9.9%



30.5%



28.0%





ナミビア共和国



シエラレオネ共和国



ブルキナファソ



コンゴ民主共和国



マダガスカル共和国



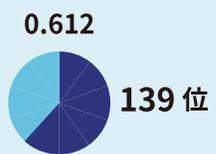
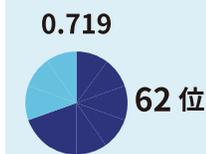
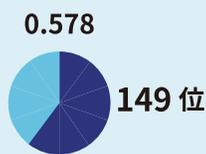
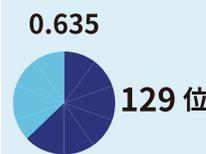
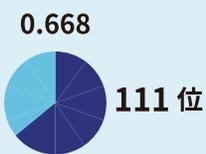
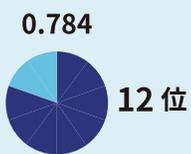
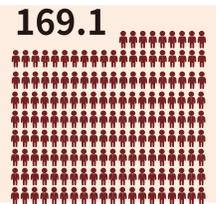
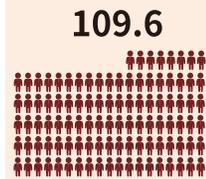
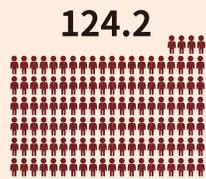
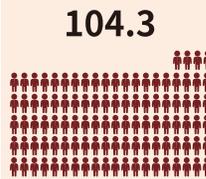
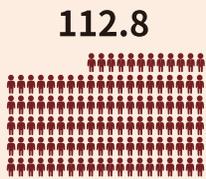
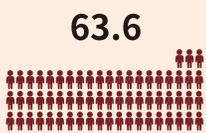
マリ共和国



データなし



データなし



195人

1,120人

320人

473人

335人

562人



ジェンダーに基づく暴力の各国比較

	項目	日本	オーストラリア連邦	フィリピン共和国
GBVの現状				
1	生涯にパートナーによる身体的・性的暴力を経験した女性の割合(15歳から49歳)	データなし	23%	15%
2	過去12カ月にパートナーから身体的・性的暴力を受けた女性の割合(15歳から49歳)	データなし	2%	6%
3	夫から妻への暴力は正当化される、と答えた女性の割合(15歳から49歳) ¹	8.9	3.2	12.9
4	18歳未満で結婚した女性の割合(20歳から24歳)			17%
5	10代の出産率(15歳から19歳、1000人あたりの出生数)	3.8	11.7	54.2
6	女性性器切除を経験した女性の割合(15歳から49歳)			
7	人身取引対策ランキング ²	レベル 2	レベル 1	レベル 1
法律・条約など				
8	DV関連法の有無	○	○	○
9	法定婚姻可能年齢	女性:16歳 男性:18歳 (2022年から男女とも18歳)	18歳	18歳(21歳未満は保護者の同意が必要)
10	女子差別撤廃条約(CEDAW)(1979年採択、1981年発効)批准年	1985	1983	1981
11	国連安保理決議1325号国別行動計画策定年	2015	2012	2010
12	マプトプロトコル ³ (2003年採択、2005年発効)批准年			
社会経済状況				
13	国民一人当たり総所得(米ドル)(2019)	41,710	55,100	3,850
14	女性・平和・安全保障指数 ⁴ (フルスコア:1、ランキング:167カ国中)	0.823 29位	0.844 22位	0.709 90位
15	人間開発指数 ⁵ (フルスコア:1、ランキング:189カ国中)	0.919 19位	0.944 8位	0.718 107位
16	ジェンダー開発指数 ⁶	0.978 グループ 1	0.976 グループ 1	1.007 グループ 1
17	ジェンダー・ギャップ指数 ⁷ (フルスコア:1、ランキング:153カ国中)	0.652 121位	0.731 44位	0.781 16位
18	社会制度とジェンダー指数 ⁸ (100%:完全な差別)	24% 低い	16% とても低い	53% とても高い
19	15歳以上の識字率(男女、上段女性)	99.0%	99.0%	98.2%
		99.0%	99.0%	98.1%
20	労働参加率(男女、上段女性)(2019)	52.7	60.3	46.1
		71.3	70.9	73.3
21	妊産婦死亡率(10万の出生あたり)	5	6	121
22	出生時性比 ⁹	1.06	1.06	1.06
SDGs関連項目の抜粋				
23	近代的避妊法による家族計画の需要が満たされていると答えた女性の割合(15歳から49歳の既婚女性・婚姻関係に相当する関係にある)	60.1% (2017年)	83.1% (2017年)	52.5% (2017年)
24	女性対男性の教育年数比率 ¹⁰	103.2%	100.8%	104.3%
25	女性対男性の労働参加率 ¹¹	73.0%	84.7%	62.0%
26	国会の女性議席割合	9.9% (2020年)	30.5% (2020年)	28.0% (2020年)

ナミビア共和国	シエラレオネ共和国	ブルキナファソ	コンゴ民主共和国	マダガスカル共和国	マリ共和国
27%	49%	12%	51%	データなし	36%
20%	29%	9%	37%	データなし	27%
28.2	62.8	43.5	74.8	45.2	72.6
7%	30%	52%	37%	40%	54%
63.6	112.8	104.3	124.2	109.6	169.1
	86.1%	75.8%			88.6%
レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 2 WL	レベル 2	レベル 2 WL
○	○	○	×	×	×
21歳	18歳(16歳以上18歳未満は保護者の同意が必要)	女性:17歳 男性:20歳	18歳	18歳	女性:16歳 男性:18歳
1992	1988	1987	1986	1989	1985
2019	2010	2012	2010		2012
2004	2015	2006	2008	2004年に署名	2005
5,060	540	780	530	520	870
0.748 62位	0.578 153位	0.622 136位	0.512 161位	0.622 136位	0.539 159位
0.646 130位	0.452 182位	0.452 182位	0.480 175位	0.528 164位	0.434 184位
1.007 グループ 1	0.884 グループ 5	0.867 グループ 5	0.845 グループ 5	0.952 グループ 2	0.821 グループ 5
0.784 12位	0.668 111位	0.635 129位	0.578 149位	0.719 62位	0.621 139位
27% 低い	48% 高い	32% 中ぐらい	40% 中ぐらい	48% 高い	46% 高い
91.4%	34.9%	32.7%	66.5%	72.4%	25.7%
91.6%	51.7%	50.1%	88.5%	77.3%	46.2%
56.1	57.3	57.3	60.7	83.4	61.2
63.3	58.5	74.8	66.3	88.9	80.6
195	1,120	320	473	335	562
1.03	1.02	1.05	1.03	1.03	1.05
80.4% (2013年)	44.7% (2017年)	56.4% (2018年)	18.9% (2014年)	60.5% (2017年)	35.0% (2015年)
110.6%	63.6%	47.6%	63.1%	110.3%	56.7%
85.7%	98.7%	77.8%	91.4%	93.7%	75.8%
43.3% (2020年)	12.3% (2020年)	13.4% (2020年)	12.8% (2020年)	15.9% (2020年)	9.5% (2019年)

【脚注】

1. 夫から妻への暴力は正当化されると答えた女性の割合：妻が以下のいずれかを行った場合。料理を焦がす、夫と議論する、夫に伝えずに外出する、子供の世話を怠る、性的行為を拒絶する。
2. 人身取引対策ランキングレベル：人身売買報告書ではレベルでなく階層（Tier）という語を使用。WL（ウオッチリスト）は注視を要する国で、一つ下のレベルに近いことを表す。
3. マプトプロトコル：アフリカ連合が定めた女性の権利に関する「人と人民の権利に関するアフリカ憲章」議定書。女性の包括的権利を保障。批准国に対し拘束力を持つ。
4. 女性・平和・安全保障指数 2019/2020：包摂、正義、安全に関する指標の総合指数。スコアが1に近いほど女性の平和・安全保障が満たされていると判断される。
5. 人間開発指数：健康的な生活（平均余命）、知識（教育）、生活水準（所得）に関する指標の総合指数。スコアが1に近いほど開発度が高いと判断される。
6. ジェンダー開発指数：人間開発指数のうち、女性の指数の男性の指数に対する割合。各国はジェンダー平等のレベルにより5つのグループに分けられる。グループ1が最もジェンダー平等に近い。
7. ジェンダー・ギャップ指数：経済的参加と機会、教育、健康、政治的エンパワーメントの総合指数。スコアが1に近いほどジェンダー間のギャップが少ないと判断される。
8. 社会制度とジェンダー指数（SIGI）：公式・非公式の社会制度（家族、身体のコントロール、生産的・経済的資源、市民としての権利）の総合指数。20%以下が「とても低い」、20%より高く 30%以下が「低い」、30%より高く 40%以下が「中ぐらい」、40%より高く 50%以下が「高い」、50%より高いと差別の度合いが「とても高い」とされる。
9. 出生時性比：出生時の性比（女性 100 人に対する男性の人数）。
10. 女性対男性の教育年数比率：25 歳以上の女性が受けた平均教育年数を 25 歳以上の男性が受けた平均教育年数で割ったもの。
11. 女性対男性の労働参加率：経済活動に従事している15歳以上の女性の人口比を経済活動に従事している15歳以上の男性の人口比で割った推計値。

【出典】（数字は項目番号）

1. UN Women. Global Database on VAW. Retrieved on February 4, 2021, from <https://evaw-global-database.unwomen.org/en>
2. 同上
3. OECD.Stat. Gender, Institutions and Development Database (GID-DB) 2019: Restricted Physical Integrity. Retrieved on February 4, 2021, from <https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=GIDDB2019>
4. UNDP. (2020). *Human Development Report 2020*.
5. 同上
6. 同上
7. United States Department of State. (2020). *Trafficking in Persons Report*.
8. World Bank. (2020). *Women, Business and the Law*.
9. 日本：民法、オーストラリア：Marriage Act 1961、フィリピン：Family Code 1987 第5条、アフリカ6カ国：UNICEF. CRVS profiles. Retrieved on February 4, 2021, from <https://data.unicef.org/crvs/>
10. UN. Treaty Collection. Retrieved on February 4, 2021, from https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-8&chapter=4&lang=en
11. Peace Women. WPS Implementation. Retrieved on February 4, 2021, from <http://www.peacewomen.org/member-states>

12. African Union. List of Countries Which Have Signed, Ratified/Acceded to the Protocol to the African Charter on Human and People's Rights on the Rights of Women in Africa. Retrieved on February 4, 2021, from <https://au.int/sites/default/files/treaties/37077-sl-PROTOCOL%20TO%20THE%20AFRICAN%20CHARTER%20ON%20HUMAN%20AND%20PEOPLE%27S%20RIGHTS%20ON%20THE%20RIGHTS%20OF%20WOMEN%20IN%20AFRICA.pdf>
13. World Bank. GNI per capita. Retrieved on February 4, 2021, from <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD?view=chart>
14. Georgetown Institute for Women, Peace and Security. (2020). *Women Peace and Security Index 2019/2020*
15. UNDP. (2020). *Human Development Report 2020*.
16. 同上
17. World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.
18. OECD. Social Institutions and Gender Index. Retrieved on February 4, 2021, from <https://www.genderindex.org/country-profiles/>
19. World Economic Forum. (2019). *Global Gender Gap Report 2020*.
20. UNDP. (2020). *Human Development Report 2020*.
21. 同上
22. Georgetown Institute for Women, Peace and Security. (2020). *Women Peace and Security Index 2019/2020*
23. Sachs, J., Schmidt-Traub, G., Kroll, C., Lafortune, G., Fuller, G., Woelm, F. (2020). *The Sustainable Development Goals and COVID-19. Sustainable Development Report 2020*. Cambridge: Cambridge University Press.
24. 同上
25. 同上
26. 同上